

県緊急経済対策特別支援資金

1 保証対象者

特定中小企業者または中小企業者

2 資格要件

ココをチェック!!

平成26年4月1日より資格要件(1)、(1)の2及び(2)の売上減少比較の対象が「過去3か年間」へ変更されています。

ココをチェック!!

中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)1～8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

県内に事業所を有し、信用保証協会の定める保証対象業種に属する事業を営む中小企業者及び中小企業者をもって組織する組合であって、次のいずれかに該当する方

(1)最近3か月間の月平均売上高が過去3か年間のいずれかの年の同期の月平均売上高と比較して3%以上減少している方

(1)の2 為替変動、海外製品との競合、輸出関連企業との取引減少等により、最近1か月間の売上高が過去3か年間のいずれかの同期の売上高と比較して3%以上減少している方

(1)の3 知事が指定した災害等(以下「指定災害」という。)の影響を受けて事業活動に支障を生じ、次に掲げる要件のいずれかに該当する方

ア 指定災害の影響により、営業、操業等を短縮し又は停止していること

イ 指定災害の影響により、最近1か月間の売上高が前年同期に比して3パーセント以上減少し、又は減少することが見込まれる方

ウ 指定災害の被害を受けた企業に対する売掛金債権等が回収困難になるなど、緊急的な資金を必要としていること

(2)原油価格高騰等の影響により、最近3か月の売上高に占める原材料、燃料等の費用の割合が、過去3か年のいずれかの年の同期に比較して3ポイント以上増加している方

(3)中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)第1号の規定により経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等事業者又は知事が指定した再生手続開始申立等事業者に対し、次のいずれかに該当する債権を有している方

①50万円以上の売掛金債権又は前渡金返還請求権

②全取引規模のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上である方が有する50万円未満の売掛金債権又は前渡金返還請求権

(4)中小企業信用保険法第2条第5項(経営安定関連)第2号から第8号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方

(5)信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定を受けた方

(6)愛媛県中小企業活性化協議会の支援を受けて再生を図る方

(7)雇用調整助成金に係る計画届を労働局長に提出した方

(8)中小企業等経営強化法第31条第2項に規定する認定経営革新等支援機関の支援を受け、全国統一制度の経営力強化保証を利用して経営改善に取り組む方

3 保証限度額

個人・会社 5,000万円(借換えを含む場合 8,000万円)
組 合 1億円 (借換えを含む場合 1.6億円)

4 資金使途

運転資金
借換資金

ココをチェック!!

経常運転資金のほか旧債の借換えを行うことができるため、資金繰りを円滑にすることができます。

5 保証期間

7年以内(据置期間1年以内含む) (※注)
※注意: 資格要件(8)に該当する場合は5年以内
※借換えを含む場合は10年以内(据置期間1年以内含む)

ココをチェック!!

借換えを含む場合、最長で10年、低利でご利用いただけます。

6 融資利率

2.05%(下記以外)
特定中小企業者
(1～6号) 1.90% (7、8号) 2.05%
特例中小企業者(※信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町長の認定1.90% を受けた中小企業者及び組合)
資格要件のうち(1)の2に該当する者 2.05%

■愛媛県融資制度の留意点について

※1 貸付条件の変更に伴う融資期間の延長(平成21年12月1日から)

県融資制度のうち、短期資金を除くすべての既往債務について、貸付けの条件変更を行うもので、取扱金融機関及び信用保証協会が特に必要と認めた場合に、融資期間の上限を現行の期間に3年を加えた期間まで延長できます。

資金名	使途	通常	延長
一般資金、小口資金、小口零細企業資金、チャレンジ企業支援資金、新事業創出支援資金、円高対策等特別支援資金(平成23年度をもって制度廃止)、建設産業新分野等支援資金(令和2年度をもって制度廃止)	運転	7年以内	10年以内
	設備	10年以内	13年以内
緊急経済対策特別支援資金 (() は特定中小企業者)	運転	7年以内 (7年以内)	10年以内 (10年以内)
雇用促進支援資金 (() はチャレンジ企業支援資金対象者)	運転	7年以内 (7年以内)	10年以内 (10年以内)
	設備	10年以内 (12年以内)	13年以内 (15年以内)

※2 旧債の借換えに伴う資金使途の追加、及び融資期間・融資限度額の引き上げ
(平成21年12月1日から)

県融資制度のうち、短期資金を除くすべての既往債務について、旧債の借換えを行うものであって、金融機関及び信用保証協会が特に必要と認めた場合には、「緊急経済対策特別支援資金」により借換えができるよう、資金使途に「借換」が追加されています。それに伴い、「緊急経済対策特別支援資金」の融資期間の延長、融資限度額の増額がなされています。

資金名	使途	融資期間	融資限度額
緊急経済対策特別支援資金	借換	7年以内→10年以内 (7年以内)→(10年以内) ※(())カッコ内は 特定中小企業者	5千万円→8千万円 〈1億円〉→〈1.6億円〉 ※〈 () 〉カッコ内は組合